

第74期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

会社の体制および方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第74期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

ザ・パック株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	発行決議日	1株当たり発行価額	1株当たり行使価額	権利行使期間	取締役の保有状況	目的となる株式の種類および数	主な行使条件
第1回株式報酬型新株予約権	2015年3月27日	750円	1円	2015年5月11日から2040年5月10日まで	2名8個	普通株式2,400株	注3
第2回株式報酬型新株予約権	2016年3月30日	779円	1円	2016年5月10日から2041年5月9日まで	3名12個	普通株式3,600株	注3
第3回株式報酬型新株予約権	2017年3月30日	990円	1円	2017年5月10日から2042年5月9日まで	4名14個	普通株式4,200株	注3
第4回株式報酬型新株予約権	2018年3月29日	1,166円	1円	2018年5月10日から2043年5月9日まで	4名15個	普通株式4,500株	注3
第5回株式報酬型新株予約権	2019年3月28日	970円	1円	2019年5月9日から2044年5月8日まで	4名14個	普通株式4,200株	注3

- (注) 1. 社外取締役、非常勤取締役および監査役には新株予約権を付与していません。
 2. 新株予約権の発行に際して上記金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金額の払込みはありません。
 3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。
 (1) 行使期間内において当社取締役の地位（当社監査役または執行役員への地位の変更があったときはその地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使可能な新株予約権を行使できる。
 (2) 新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率（売上高・営業利益額）が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができない。
 4. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しているため、第1回から第5回までの各新株予約権の「1株当たり発行価額」および「目的となる株式の種類および数」については、株式分割後の調整された数値を記載しています。

② 当事業年度中に当社使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
 該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 40百万円

ロ. 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 42百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき解任し、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、監査品質、監査業務の遂行状況等を総合的に判断し、適正な監査の遂行が困難であると認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループ会社（以下、あわせて「当社グループ」という）が業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき当社グループの監査役監査を行い、監査室は内部監査規程に基づき当社グループの内部監査を行う。
 - ② 当社のコーポレート本部長は、当社グループのコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。
 - ③ 当社は、当社グループの取締役、執行役員（以下、当社グループの取締役、執行役員をあわせて「取締役等」という）および監査役ならびに使用人に対する、「ザ・パックスグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。
 - ④ 当社グループの使用人からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度「Cライン」を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。
 - ⑤ 当社は、業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。
2. 当社グループの取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社グループの取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規程、稟議手続規程および秘密情報管理規程その他の社内規程等に基づき行う。
 - ② 当社の取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、当社およびグループ各社が定める社内規程、マニュアル、手続書等に基づき行うものとし、当社はグループ各社に対し、それらの整備、運用を指導する。
 - ② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に対応するために、管理体制を見直す。
 - ③ 災害・大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程その他の社内規程に基づき当社またはグループ各社社長の指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。
 - ④ 監査室は、内部監査において当社グループの損失の危険を発見した場合は、内部監査規程に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに当社の社長に報告する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、効率的な経営を行うために、取締役会他に、当社の取締役、監査役および一部の執行役員による経営会議を開催し、会社経営上の重要な事案および執行方針を審議し取締役会に付議する。また、取締役等、事業部長以上およびグループ各社社長による事業部

会を毎月開催し、各担当部門およびグループ各社が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するための施策を審議し、決定する。

- ② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ当社グループ各社の社内規程に基づくものとする。
- ③ 当社は、迅速で効率性の高い企業経営実現のために執行役員制度を導入し、意思決定と監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離する。

5. 当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の管理を関係会社管理規程に基づき行うものとし、グループ各社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制を整備するとともに、グループ各社は、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合はその都度、当社に報告するものとする。
- ② 当社は、グループ各社に対して、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規程その他の内部統制体制の整備を指導する。これらに対し、グループ各社から援助・指導等を求められた場合、当社のコーポレート本部長は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応を指示し、グループ各社の相互の連携の当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ③ 当社は、グループ各社を管理する担当部署を置き、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用を図るとともに、当社とグループ会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、IT等のインフラ整備と運用を指導する。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当面は、監査役がその職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任し、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を監査役の指揮命令の下で行う。

7. 監査役がその職務の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項および指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査室は、監査役がその職務の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項および指示の実効性の確保に関する事項について、監査役以外の指揮命令を受けない。
- ② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。

8. 当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、当社の取締役会、事業部会への出席の他、グループ各社を含め、監査役が必要と判断する会議に出席できる。
- ② 当社グループは、重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部検査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。
- ③ 当社グループの取締役等および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとし、報告者は、当該報告を行ったことにより、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。

- ④ 当社グループの使用人は、社内通報制度「Cライン」を利用してコンプライアンスに関する相談または法令・定款に違反する事実等の通報を行ったことにより、当社およびグループ各社から、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役から、その職務の執行について必要な費用の請求を受けた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。
 - ② 当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。
10. その他監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役等および使用人は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
 - ② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および使用人と面談できる。
 - ③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に、および必要に応じて随時に会合をもち意見交換を行う。
11. 社内規程等の整備
- 本基本方針に係る社内規程、制度、システム、マニュアル、手法等は、当社グループにおいて継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 内部統制システム全般
企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」の改定、監査役および監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行った。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当社の財務報告に係る内部統制が有効であることを確認している。
 - ② コンプライアンス
社内研修などを通じてコンプライアンスに係る教育を定期的に行い、社員のコンプライアンスに対する意識向上を図っている。また、当社グループの従業員からの相談・通報を受け付ける内部通報窓口「Cライン」により、内部通報者を保護し、不正や法令違反を防止している。
 - ③ リスク管理
当社が定める社内規程、マニュアル、手続書に基づき、グループ全体のリスク管理体制の維持・向上を図っている。
 - ④ 取締役の職務執行体制
取締役会は17回開催し、社外取締役および社外監査役を加えて議論・審議を行った。

⑤ 監査役の職務執行体制

監査役は、4名中2名が社外監査役である。

監査役会は、13回開催し、監査に関する重要な報告を受けて議論・審議を行った。

各監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、内部監査を行う監査室との連携、取締役との情報交換などを通じて、業務運用状況の把握に努めるとともに、監査の実効性を確保している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることといたします。

これらをもって、当社の会社の支配に関する基本方針としております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、社外の専門家を含む対策本部を結成し、当該取得者の取得目的、提案内容等を前記の基本方針および株主共同の利益に照らして慎重に判断し、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し実行する所存であります。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記②の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とした取組みであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,553	3,161	69,259	△3,536	71,437
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,329		△2,329
親会社株主に帰属する当期純利益			6,024		6,024
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分		3		50	54
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	3	3,695	△949	2,749
当連結会計年度末残高	2,553	3,164	72,954	△4,485	74,186

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,035	3	561	421	3,022	25	74,485
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当					-		△2,329
親会社株主に帰属する当期純利益					-		6,024
自己株式の取得					-		△1,000
自己株式の処分					-		54
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△410	△3	64	119	△230	△6	△237
当連結会計年度変動額合計	△410	△3	64	119	△230	△6	2,511
当連結会計年度末残高	1,624	-	625	541	2,791	18	76,997

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

(株)京浜特殊印刷、日幸印刷(株)、(株)パックスケヤマ、西日本印刷工業(株)、カンナル印刷(株)、(株)光パックス石川、ザ・パックスアメリカコーポレーション、特百嘉包装(上海)有限公司、特百嘉包装製品(常熟)有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

主要な非連結子会社はありません。

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料……………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10~50年

機械装置及び運搬具 5~12年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員及び執行役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
製品・商品の販売
当社グループは、主に紙製品等の製造及び販売を行っております。このような製品・商品の販売については、製品・商品が顧客に引渡された時点において顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品・商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、日本国内における販売において出荷から顧客への引渡しまでの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。本人又は代理人のいずれで取引を行っているかは、顧客に商品を移転する前に特定された商品を支配しているかに基づき判断しております。
また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………先物為替予約
ヘッジ対象……………外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引について、実需の範囲内で行うこととしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
先物為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 43,340百万円

3. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	408百万円
支払手形	10百万円
電子記録債務	946百万円

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 294百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類 普通株式

当連結会計年度末の株式数 59,700,000株

(注) 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	1,239百万円	66円00銭	2024年12月31日	2025年3月27日
2025年8月12日 取締役会	普通株式	1,090百万円	58円00銭	2025年6月30日	2025年9月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,222百万円	22円00銭	2025年 12月31日	2026年 3月27日

4. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 19,500株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、長期的な設備資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金は銀行借入にて調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

有価証券は一時的な余剰資金の運用として、流動性の確保と元本の安全性を重視し、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券に分類される株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。またその一部には、商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、外貨建営業債務の為替の変動リスクをヘッジするため、先物為替予約取引を利用しております。なお、為替相場の状況により、1年を限度として、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（※2を参照ください）。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 ※2,※3			
① 満期保有目的の債券	3,000	2,979	△20
② その他有価証券	4,870	4,870	—
資産計	7,870	7,849	△20

※1 預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	196

※3 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は47百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	4,870	—	—	4,870
資 産 計	4,870	—	—	4,870

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 債券	—	2,979	—	2,979
資 産 計	—	2,979	—	2,979

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			連結計算書類 計上額
	紙加工品事業	化成品事業	その他 ※1	
売上高				
紙袋	32,044	—	—	32,044
紙器	26,916	—	—	26,916
段ボール	14,743	—	—	14,743
印刷	2,049	—	—	2,049
化成品パッケージ	—	13,322	—	13,322
その他	—	—	14,048	14,048
顧客との契約から 生じる収益	75,754	13,322	14,048	103,125
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	75,754	13,322	14,048	103,125

※1 「その他」は用度品、その他雑貨であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	246	294

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約金額が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,384円90銭
- 1 株当たり当期純利益 107円13銭

(注) 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を次のとおり決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由
中期経営計画における資本政策の一環として、株主還元の強化及び資本効率の向上等を図るため、自己株式取得を行います。
2. 取得に係る事項の内容
 - (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数 1,800,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.24%）
 - (3) 株式の取得価額の総額 20億円（上限）
 - (4) 取得期間 2026年2月13日～2026年12月31日
 - (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け

株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,553	2,643	505	3,148
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				-
当 期 純 利 益				-
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				-
自 己 株 式 の 取 得				-
自 己 株 式 の 処 分			3	3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3	3
当 期 末 残 高	2,553	2,643	508	3,152

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	自 己 株 式			
当 期 首 残 高	449	73	47,201	14,008	61,732	△3,536	63,898
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△2,329	△2,329		△2,329
当 期 純 利 益				5,403	5,403		5,403
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△4		4	-		-
自 己 株 式 の 取 得					-	△1,000	△1,000
自 己 株 式 の 処 分					-	50	54
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	△4	-	3,078	3,074	△949	2,128
当 期 末 残 高	449	68	47,201	17,087	64,806	△4,485	66,026

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,044	3	2,047	25	65,971
当期変動額					
剰余金の配当			-		△2,329
当期純利益			-		5,403
買換資産圧縮 積立金の取崩			-		-
自己株式の取得			-		△1,000
自己株式の処分			-		54
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△499	△3	△503	△6	△510
当期変動額合計	△499	△3	△503	△6	1,618
当期末残高	1,544	-	1,544	18	67,590

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
 - (2) デリバティブの評価……………時価法
基準及び評価方法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品、仕掛品、原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 10～50年
機械及び装置 5～12年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員及び執行役員に支給する賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法に

より翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

製品・商品の販売

当社は、主に紙製品等の製造及び販売を行なっております。このような製品・商品の販売については、製品・商品が顧客に引渡された時点において顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品・商品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、日本国内における販売において出荷から顧客への引渡しまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………先物為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引について、実需の範囲内で行うこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

先物為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する短期金銭債権	1,234百万円
長期金銭債権	1,107百万円
短期金銭債務	250百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 34,452百万円

4. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	240百万円
支払手形	9百万円

損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高	営業取引による取引高の総額	2,119百万円
	営業取引以外の取引による取引高の総額	60百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 4,115,930株

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	39百万円
賞与引当金	84百万円
未払事業税	78百万円
退職給付引当金	596百万円
減損損失	65百万円
その他	606百万円
繰延税金資産 小計	1,471百万円
評価性引当額	△593百万円
繰延税金資産 合計	878百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△71百万円
圧縮記帳積立金認容額	△31百万円
その他有価証券評価差額金	△619百万円
繰延税金負債 合計	△722百万円
繰延税金資産の純額	155百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は1百万円増加し、法人税等調整額が15百万円、その他有価証券評価差額金が17百万円、それぞれ減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結子会社	(株)パックスケヤマ	100	当社製品・商品の販売 紙加工品の購入 役員の兼任 社員の出向 支払の代行	支払の代行	1,859	立替金	755
連結子会社	(株)京浜特殊印刷	100	紙加工品の購入 役員の兼任 社員の出向 設備の賃貸 資金の貸付	資金の貸付 資金の回収	— 89	短期貸付金 長期貸付金	90 923

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

- 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,215円67銭
2. 1株当たり当期純利益	96円09銭

(注) 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。
当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象については、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。